

国際基準カイロプラクティック

WHO（世界保健機構）のカイロプラクティック・ガイドラインの説明

今日、世界 85 ヶ国以上に広まりアメリカやイギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなど 44 の国と地域で法制化され、国連のWHOで認められている国際的ヘルスケアなのです。ただ残念ながら未だに日本では法制化されていません。また、WHO 発行の「カイロプラクティックの基礎教育と安全性に関するガイドライン」も 2005 年 11 月に完成しました。ガイドラインの主な内容としては

1. 正式なカイロ教育は全日 4 年制 4200 時間以上の教育（うち臨床実習 1000 時間）。
2. ただし、医師、歯科医師、理学療法士等の医療有資格者は一部単位が認められ全日 2～3 年制 2200 時間以上の教育（うち臨床実習 1000 時間以上）でも正式に認められる。
3. 正式な教育ではないが期限付きの教育においては、医師や他の医療有資格者を対象とした場合、2～3 年制 1800 時間以上の全日もしくはパート教育（うち 1000 時間以上の臨床実習）が最低必要である。*ただし、日本の状況にはあてはまらない。

日本ではまだ WHO 基準に則ったカイロプラクターの数は非常に少ないのですが、社会的にカイロプラクティックの安全性と有効性を求める声も高まり、認知度が高まっています。